注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

当事業年度より、「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書（国立大学法人会計基準等検討会議平成28年２月１日改訂）及び「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針（文部科学省日本公認会計士協会平成28年４月21日最終改訂）を適用しています。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しています。

なお、退職一時金については費用進行基準を、また、「基幹運営費交付金（機能強化経費）」「特殊要因経費」に充当される運営費交付金の一部及び補正予算により措置された運営費交付金については、文部科学省の指定に伴い業務達成基準あるいは費用進行基準を、プロジェクト事業の一部については業務達成基準を採用しています。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を採用、受託研究収入により購入した償却資産については当該受託研究期間を耐用年数としており、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物　　６～50年
構築物　　10～60年
工具器具備品　１～20年

また、特定の償却資産（国立大学法人基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第90）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除しています。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいています。

３．徴収不能引当金及び貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

４．賞与引当金及び見積額の計上基準

特定有期雇用教職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しています。

特定有期雇用教職員以外の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上していません。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しています。

５．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

特定有期雇用教職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における自己都合要支給額を計上しています。

特定有期雇用教職員以外の退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していません。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人基準第35に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しています。

６．たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産（貯蔵品）　最終仕入原価法
医薬品及び診療材料　移動平均法による低価法。ただし、当分の間は最終仕入原価法による。

７．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃借料等を参考に計算しています。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

日本相互証券（株）公表平成29年３月31日における10年国債（新発債）の利回りを参考に0.065％で計算しています。

８．リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

また、リース期間の中途において契約を解除することができないオペレーティング・リース取引の未経過リース料は以下のとおりです。

①　貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料　336,524,868円
②　貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料　1,346,099,472円

９．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっています。

（表示方法の変更）

国立大学法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より、貸借対照表の「前受受託研究費等」を「前受受託研究費」及び「前受共同研究費」に、損益計算書の「受託研究費」を「受託研究費」及び「共同研究費」に、「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」に、キャッシュ・フロー計算書の「受託研究等収入」を「受託研究収入」及び「共同研究収入」に、国立大学法人等業務実施コスト計算書の「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」にそれぞれ区分して表示しております。

Ⅱ．貸借対照表関係

⑴　運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額　9,160,770,153円
⑵　運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額　775,531,853円
⑶　債務保証の金額　918,964,925円
⑷　大学改革支援・学位授与機構からの借入金15,430,566,000円の担保に供している資産は次のとおりです。

土地　16,419,434,000円

⑸　利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの

①　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

附属病院に関する借入金の元金償還額の累計額　11,594,510,928円
当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計額　9,016,988,577円
利益剰余金に与える影響額（差引き）　2,577,522,351円

②　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの

法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額の累計額

640,510,009円

③　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる未収附属病院収入のうち、国からの出資でなく譲与としたことによるもの

146,033,808円

④　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる医薬品及び診療材料について、国からの出資でなく譲与としたことによるもの

376,355,948円